

「会計参与の行動指針」の一部改正 新旧対照表

平成 23 年 10 月 14 日

会計参与の行動指針（平成 22 年 7 月 7 日改正）を次のように一部改正する。

新	旧
<p>会計参与の行動指針</p> <p>平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 5 月 25 日 改正 平成 20 年 7 月 9 日 改正 平成 21 年 8 月 10 日 改正 平成 22 年 7 月 7 日 <u>最終改正 平成 23 年 10 月 14 日</u></p> <p>日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>	<p>会計参与の行動指針</p> <p>平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 5 月 25 日 改正 平成 20 年 7 月 9 日 改正 平成 21 年 8 月 10 日 最終改正 平成 22 年 7 月 7 日</p> <p>日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>
<p>参考</p> <p>5 .「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表</p>	<p>参考</p> <p>5 .「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表</p>
(1) 処理方法	(1) 処理方法
<p>〔有価証券〕</p> <p>3 - 3（売買目的有価証券の評価）</p> <p>満期保有目的の債券として分類している場合、満期まで<u>所有する意図を</u>もって取得し、保有しているものであるか。</p>	<p>〔棚卸資産〕</p> <p>3 - 3（売買目的有価証券の評価）</p> <p>期保有目的の債券として分類している場合、満期まで<u>保有する意思と能力</u>があるか。</p>
(2) 計算書類に関する表示	(2) 計算書類に関する表示
〔株主資本等変動計算書〕	〔株主資本等変動計算書〕

新	旧
<p>20 - 7 (変動事由の記載)</p> <p>資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、それぞれ<u>当期首残高</u>、<u>当期変動額</u>及び<u>当期末残高</u>を記載し、各変動事由ごとに<u>当期変動額</u>及び<u>変動事由</u>を明らかにしているか。</p> <p>評価・換算差額等、新株予約権に係る項目は、それぞれ<u>当期首残高</u>及び<u>当期末残高</u>並びにその差額について明らかにし、<u>主要な当期変動額</u>を、その変動事由とともに明らかにしているか。</p> <p>変動事由には、<u>当期純利益</u> (又は<u>当期純損失</u>) を記載しているか。</p>	<p>20 - 7 (変動事由の記載)</p> <p>資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、それぞれ<u>前期末残高</u>、<u>当期変動額</u>及び<u>当期末残高</u>を記載し、各変動事由ごとに<u>当期変動額</u>及び<u>変動事由</u>を明らかにしているか。</p> <p>評価・換算差額等、新株予約権に係る項目は、それぞれ<u>前期末残高</u>及び<u>当期末残高</u>並びにその差額について明らかにし、<u>主要な当期変動額</u>を、その変動事由とともに明らかにしているか。</p> <p>変動事由には、<u>当期純利益</u> (又は<u>当期純損失</u>) を記載しているか。</p>
<p>【注記表】</p> <p>21 - 1 (区分)</p> <p>注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 継続企業の前提に関する注記 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3 <u>会計方針の変更に関する注記</u> 4 <u>表示方法の変更に関する注記</u> 5 <u>会計上の見積りの変更に関する注記</u> 6 <u>誤謬の訂正に関する注記</u> 7 貸借対照表に関する注記 8 損益計算書に関する注記 9 株主資本等変動計算書に関する注記 10 税効果会計に関する注記 11 リースにより使用する固定資産に関する注記 12 金融商品に関する注記 13 賃貸等不動産に関する注記 14 関連当事者との取引に関する注記 	<p>【注記表】</p> <p>21 - 1 (区分)</p> <p>注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 継続企業の前提に関する注記 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3 貸借対照表に関する注記 4 損益計算書に関する注記 5 株主資本等変動計算書に関する注記 6 税効果会計に関する注記 7 リースにより使用する固定資産に関する注記 8 金融商品に関する注記 9 賃貸等不動産に関する注記 10 関連当事者との取引に関する注記

新	旧
<p>15 1株当たり情報に関する注記 16 重要な後発事象に関する注記 17 その他の注記</p> <p>ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。)は<u>1、5、7、8、10</u>から<u>16</u>までに掲げる項目を表示しないことができる。また、会計監査人設置会社以外の公開会社は、<u>1、5</u>に掲げる項目を表示しないことができる。</p>	<p>11 1株当たり情報に関する注記 12 重要な後発事象に関する注記 13 その他の注記</p> <p>ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。)は<u>1、3、4、6</u>から<u>12</u>までに掲げる項目を表示しないことができる。また、会計監査人設置会社以外の公開会社は、<u>1</u>に掲げる項目を表示しないことができる。</p>
<p>〔最低限必要な注記事項〕</p> <p>21 - 3 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)</p> <p>会計方針に関する次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。</p> <p>1 資産の評価基準及び評価方法 2 固定資産の減価償却の方法 3 引当金の計上基準 4 収益及び費用の計上基準 5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項(例えば、「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合はその旨)</p>	<p>〔最低限必要な注記事項〕</p> <p>21 - 3 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)</p> <p>計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。</p> <p>1 資産の評価基準及び評価方法 2 固定資産の減価償却の方法 3 引当金の計上基準 4 収益及び費用の計上基準 5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項(例えば、「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合はその旨)</p>
<p>21 - 4 (会計方針の変更に関する注記)</p> <p>会計方針の変更に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。</p> <p>1 会計方針の変更の内容</p> <p>2 会計方針の変更の理由</p> <p>3 遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額</p>	<p>21 - 4 (会計方針の変更に関する注記)</p> <p>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。</p> <p>1 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>2 表示方法を変更したときは、その内容</p>

新	旧
<p>う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第 124 条第 1 項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。)に関する事項</p> <p>4 当該事業年度の末日における会社が発行している新株予約権(行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該株式会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)</p>	
<p>21 - <u>9</u> (「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合の注記)</p> <p>「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合はその旨を注記しているか。</p>	<p>21 - <u>6</u> (「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合の注記)</p> <p>(同左)</p>
<p>21 - <u>10</u> (その他の注記)</p> <p>その他、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態等を正確に判断するために必要な事項を注記しているか。</p>	<p>21 - <u>7</u> (その他の注記)</p> <p>(同左)</p>
<p>〔任意注記事項(会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。))は 21-<u>11</u> から 21-<u>20</u> までに掲げる項目を表示しないことができる。〕</p> <p>21 - <u>11</u> (継続企業の前提に関する注記)</p> <p>会社の事業年度の末日において、会社が、将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)次に掲げる事項を注記しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 2 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 3 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 4 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別 	<p>〔任意注記事項(会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。))は 21-<u>8</u> から 21-<u>17</u> までに掲げる項目を表示しないことができる。〕</p> <p>21 - <u>8</u> (継続企業の前提に関する注記)</p> <p>(同左)</p>

新	旧
<p>21 - 12 (貸借対照表に関する注記)</p> <p>次に掲げる事項を貸借対照表に注記しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項 資産が担保に供されていること の資産の内容及びその金額 担保に係る債務の金額 2 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額) 3 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額) 4 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨 5 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上したものを除く。)があるときは、当該債務の内容及び金額 6 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額 7 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権があるときは、その総額 8 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金 	<p>21 - 9 (貸借対照表に関する注記)</p> <p>(同左)</p>

新	旧
<p>銭債務があるときは、その総額</p> <p>9 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額</p>	
<p>21 - <u>13</u> (損益計算書に関する注記)</p> <p>関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を損益計算書に注記しているか。</p>	<p>21 - <u>10</u> (損益計算書に関する注記)</p> <p>(同左)</p>
<p>21 - <u>14</u> (税効果会計に関する注記)</p> <p>税効果会計に関する注記として、次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因を注記しているか。</p> <p>1 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)</p> <p>2 繰延税金負債</p>	<p>21 - <u>11</u> (税効果会計に関する注記)</p> <p>(同左)</p>
<p>21 - <u>15</u> (リースにより使用する固定資産に関する注記)</p> <p>リースにより使用する固定資産に関する注記として、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合、リース物件に関する次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>1 当該事業年度の末日における取得原価相当額</p> <p>2 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額</p> <p>3 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額</p> <p>4 そのほか、リース物件に係る重要な事項</p>	<p>21 - <u>12</u> (リースにより使用する固定資産に関する注記)</p> <p>(同左)</p>
<p>21 - <u>16</u> (金融商品に関する注記)</p> <p>金融商品に関する注記として、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか</p> <p>1 金融商品の状況に関する事項</p> <p>2 金融商品の時価等に関する事項</p>	<p>21 - <u>13</u> (金融商品に関する注記)</p> <p>(同左)</p>
<p>21 - <u>17</u> (賃貸等不動産に関する注記)</p>	<p>21 - <u>14</u> (賃貸等不動産に関する注記)</p>

新	旧
<p>賃貸等不動産に関する注記として、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。</p> <p>1 賃貸等不動産の状況に関する事項</p> <p>2 賃貸等不動産の時価に関する事項</p>	<p>(同左)</p>
<p>21 - 18 (関連当事者との取引に関する注記)</p> <p>1 会社と関連当事者との間に重要な取引 (当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。) がある場合、次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、(4)から(6)まで及び(8)に掲げる事項を省略することができる。</p> <p>(1) 当該関連当事者が会社等であるとき</p> <p>その名称</p> <p>当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める会社が有する議決権の数の割合</p> <p>当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人であるとき</p> <p>その氏名</p> <p>当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該株式会社と当該関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な別の事業年度の末日における残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変</p>	<p>21 - 15 (関連当事者との取引に関する注記)</p> <p>(同左)</p>

新	旧
<p>更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、1に規定する注記を要しない。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 取締役、会計参与及び監査役（以下「役員」という。）に対する報酬等の給付</p> <p>(3) 取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p> <p>3 関連当事者との取引に関する注記は、1に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しているか。</p> <p>4 「関連当事者」は、次に掲げるいずれかの者に該当するか。</p> <p>(1) 当該株式会社の親会社</p> <p>(2) 当該株式会社の子会社</p> <p>(3) 当該株式会社の親会社の子会社（当該親会社が会社でない場合にあつては、当該親会社の子会社に相当するものを含む。）</p> <p>(4) 当該株式会社のその他の関係会社（当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社）並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するもの）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(5) 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社（当該関連会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(6) 当該株式会社の主要株主（自己又は他人の名義をもって会社の</p>	

新	旧
<p>総株主の議決権の総数の100分の10以上の議決権(から に掲げる株式に係る議決権を除く。)を保有している株主)及びその近親者(2親等内の親族)</p> <p>信託業を営む者が信託財産として所有する株式</p> <p>有価証券関連業(金融商品取引法第28条第8項)を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式</p> <p>金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式</p> <p>(7) 当該株式会社の役員及びその近親者</p> <p>(8) 当該株式会社の親会社の役員又はこれらに準ずる者及びその近親者</p> <p>(9) (6)から(8)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社(当該会社等が会社でない場合にあっては、子会社に相当するもの)</p> <p>(10) 従業員のための企業年金(当該株式会社と重要な取引(掛金の拠出を除く。)を行う場合に限る。)</p>	
<p>21 - <u>19</u> (<u>一株</u>当たり情報に関する注記)</p> <p><u>一株</u>当たり情報に関する注記として、次に掲げる額を注記しているか。</p> <p>1 <u>一株</u>当たりの純資産額</p> <p>2 <u>一株</u>当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額</p> <p>3 <u>株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額を算定したときは、その旨</u></p>	<p>21 - <u>16</u> (<u>1株</u>当たり情報に関する注記)</p> <p><u>1株</u>当たり情報に関する注記として、次に掲げる額を注記しているか。</p> <p>1 純資産額</p> <p>2 当期純利益金額又は当期純損失金額</p>
<p>21 - <u>20</u> (重要な後発事象に関する注記)</p> <p>重要な後発事象に関する注記として、会社の事業年度の末日後、会社の</p>	<p>21 - <u>17</u> (重要な後発事象に関する注記)</p>

新	旧
翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合、当該事象を注記しているか。	(同左)

以 上